

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前川盛治外274名

被 告 沖縄県知事外1名

被告準備書面(5)

平成24年7月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮里啓和
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼島雅仁
同訴訟復代理人弁護士	山下裕
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮崎政仁
同訴訟復代理人弁護士	伊東幸太朗

原告ら準備書面(4)に対する反論

(被告沖縄県知事の主張)

原告らは、本件埋立事業が災害防止に対する十分な配慮を行っていないと主張するが、被告沖縄県答弁書及び準備書面(1)でも主張したとおり、災害防止に対しても十分配慮している。

1 原告ら準備書面(4) 1 地盤面の高さ及び津波の危険性について (3)原告らの主張に対して

(1) まず、原告らが指摘するように、地盤高が変更前より20センチメートル乃至1メートル低くなる計画であることは争わない。

そもそも、公有水面埋立法における免許の審査基準で求められている災害防

止については、高潮時に海水の浸水による被害が生じないよう十分に安全性を見込んだ地盤高さとし、護岸の天端高さ及び安定計算についても検討を行っており、埋立免許で求められている災害防止には十分配慮している。

護岸の天端高については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を参考に、50年確率波における護岸前面波高、許容越波流量及び余裕高さを考慮して計画高潮位(CDL+3.2メートル)における必要護岸高さを決定した。

また、埋立地盤の高さについては、高潮時の潮位より高いことを確認している。

海抜5メートルを最低限度の浸水域として設定した場合、被告県施工部分は浸水域に含まれるが、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」でのとりまとめでは、沖縄県では人口が密集する大部分の沿岸地域は海抜5メートル以下にあるので、少なくとも海抜5メートルを最低限度の浸水域として設定したものであり、何らかのシミュレーションから設定されたものではない。従って、潮位を考慮して浸水域を指摘する原告らの主張は誤っている。

被告県は、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」のとりまとめを受け、平成24年3月に沖縄県地域防災計画の見直しを行った。その中で、地震・津波の想定として、2つのレベルの地震・津波を想定するとし、1つはこれまでの調査から発生確率の高いと考えられる地震・津波で、平成18年度に県がまとめた「沖縄県津波・高潮被害想定調査」における想定地震を対象とし(同基本一5頁)、当時の想定地震もなお有用としているのである。

(2) 東日本大震災の大津波は「最大クラスの津波」であり、国の防災基本計画(丙D4)に基づけば、「減災」を基本方針として、人命を守ることを最優先に避難を軸とした総合的な対策を講じることが重要である。「大震災の教訓」としては、これまでの防災施設整備面での地震・津波対策に過度の期待をすることなく、津波発生時に住民が迅速かつ的確な避難行動をとることの重要性」(甲D1, 2頁)があげられている。

(3) 東日本大震災後に修正した沖縄県地域防災計画（平成24年3月修正）の主な内容は次のとおりである。

想定する災害のレベルへの対応（同基本－19頁）

- ① 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。
- ② 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。
- (4) 事業者は、最大クラスの津波に対し、護岸や地盤高等の構造物だけで対応することは現実的ではないことから、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に避難場所や避難経路の確保等を図ろうとしている。本件埋立地においては、宿泊施設等を利用した避難施設の確保が最も合理的かつ効果的な対策と考えており、地域防災計画の中で対応していくものである。
- 原告らは、対策するタイミングは、埋立を行う前であるべきと主張するが、一般的に土地が概成していない時点において、企業が具体的な進出意向を表明することは稀であり、どのような宿泊施設等が建設されるかを特定することは困難である。したがって、埋立前に不足なく検討し、避難場所の具体化を行うことは一般的ではない。
- (5) 津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合は、建築場所の地盤高や建築物の高さを考慮し、津波による浸水が想定される高さ以上の場所に安全な避難場所が確保できるかであり、原告らの「5階建てでないショッピング施設は、避難場所たりえない。」との主張は、誤っている。避難場所については、宿泊施設等を利用することで、住民等を避難させることができると考えている。具体的には、今後見直されるハザードマップや地域防災計画に基づき、

津波避難ビル等の指定の検討を行うことになる。

- (6) 沖縄県地域防災計画(平成24年3月)における観光客等の安全確保の考え方
は次のとおりである。

- ①観光客等対策の実施については、観光施設等の管理者及び市町村とする。
- ②市町村の役割は、避難情報を浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、海岸や港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。
- ③観光施設等の役割は、避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。(以上、沖縄県地域防災計画 6 5頁)

すなわち、観光客等の対策については、市町村や観光施設の管理者による避難の呼びかけや避難場所への誘導が重要であり、原告らが主張する観光客に対する避難訓練の実施は、現実的ではない。「後で何とかする」のではなく、沖縄県地域防災計画に基づき、避難誘導を観光客等対策の基本としているのである。

2 同2 アクセス道路の数などについて (3) 原告らの主張 に対して

臨港交通施設計画については、埋立地内の各施設からの発生交通量の推算結果と設計基準交通量に基づき検討を行い、設計基準交通量に基づき車線数を決めている。

防災計画では、徒步による避難を原則としており、最大クラスの津波に対し、合理的かつ効果的な対応としては、埋立地内で迅速に避難できる安全な場所の確保であり、アクセス道路を利用して埋立地から陸地へ逃げるという原告らの主張は、東日本大震災を踏まえた防災基本計画にそぐわない。また、仮に自動車で高台に避難する場合、東日本大震災の教訓を踏まえると、連絡橋のみならず周辺道路の渋滞も予想され、アクセス道路が、かえって避難時の混乱を生じさせる可能

性もぬぐえず、避難可能性の検討は道路の本数のみで決まるものではない。

東日本大震災を踏まえ、見直された国の防災基本計画や県の地域防災計画では、徒歩による避難を原則としている。しかし、連絡橋を徒歩で渡り、避難することは現実的ではなく、最大クラスの津波に対し、木埋立地においては、宿泊施設等を利用した避難施設の確保が最も合理的かつ効果的である。

3 同 3 施設について (3) 原告らの主張 に対して

原告らが主張する「災害時に人命の安全さえ守る保証がない」との主張は、その意味も根拠も不明瞭である。

一般的に土地が概成していない時点において、企業が具体的な進出意向を表明することは稀であり、どのような宿泊施設等が建設されるかを特定することは困難であるが、土地需要については、各種統計データや企業等へのヒアリング調査に基づき算出し、施設計画を検討しており、その結果、ホテル、コンドミニアム及び商業施設の立地を予定している。津波避難ビルの指定にあたっては、地域防災計画に基づき、市町村を中心に具体化していくものと考えている。

以上